

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	令和2年度 第3回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開催日時	令和2年11月25日(水)13:30~15:00		
開催場所	川西市役所 消防本部・南消防署合同庁舎 3階 大会議室		
出席者	委員	大塚 保信、上農 哲朗、橋本 潤、北村 俊雄、細見 幸己、 岩井 健、大矢根 秀明、有田 洋子、吉川 泰光、高田 憲二、 片岡 大雅、毛利 洋子、白石 美智子	
	その他	計画策定支援業務委託事業者	
	事務局	福祉部 山元部長 山本副部長 介護保険課 福丸課長 松永課長補佐 山本主査 實熊主事 中央地域包括支援センター 貞松所長 地域福祉課 上西課長	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	1.開会 2.協議事項 川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策 定について 3.その他 4.閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第3回川西市介護保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日司会を務めます介護保険課中央地域包括支援センター所長の貞松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、委員の皆さま方には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>まず始めに、新型コロナウイルス感染症対策として、お席に除菌シートを置かせていただいておりますので、ご自由にご利用ください。</p> <p>また、本日の会議録を作成するため、録音させていただきますので、ご了解ください。なお、会議録の確認については会長に一任とさせていただきます。</p> <p>次に、委員の異動についてご報告いたします。</p> <p>市議会の役員改選に伴い、江見輝男委員に代わり、新たに大矢根秀明委員にご就任いただいております。</p>
委員	<p>大矢根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからは、大塚会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは委員の出席について、確認させていただきます。</p> <p>委員16名の内、本日ご出席をいただいておりますのは、13名でございます。</p> <p>よって、川西市介護保険運営協議会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の協議会は成立しております。</p> <p>皆様の活発な意見交換を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>傍聴の方はおられますか？</p>
事務局	<p>傍聴の方はお越しではありません。</p>
会長	<p>それでは、議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、事前の資料送付が遅くなりましたことをお詫びいたします。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>まず、机上には、「令和2年度 第3回川西市介護保険運営協議会 次第」、「川西市介護保険運営協議会委員名簿」、「資料2の差し替え」、「第4回川西市介護保険運営協議会の開催のご案内」の4点をお配りしております。</p> <p>次に、事前送付資料としまして、資料1「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)の概要」、資料2「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)」、参考資料1「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に係る関係団体等意向調査の結果について」、参考資</p>

料2「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定のための介護サービス事業所調査の結果について」の合計4点をお送りしております。

事前送付資料につきましては、予備を用意しておりますので、お持ちでない方はお申し付けください。

会長

皆さん、資料の方はお揃いでしょうか。

続いて本日のスケジュールについて説明をお願いいたします。

事務局

本日は、午後1時30分から3時までが全体会で、全体会終了後、30分間の休憩を挟みまして、午後3時30分から5時30分まで「生活支援体制整備部会」を開催いたします。生活支援体制整備部会の部会員の皆様におかれましては、長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明にもありましたが、生活支援体制整備部会員の皆さまは全体会の後に部会と会議が続き大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次第2「協議事項」に移ります。

「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、本日の協議事項でございます川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定につきまして、ご説明申し上げます。

事前にお送りした素案に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

右上に「資料2 差し替え」と表記したA4版1枚の資料を机上に配布しておりますが、第1章と第3章の標題に誤りがありました。

前回の本協議会でご説明したとおり、第1章は「計画の策定にあたって」、第3章は「計画の基本的な考え方」といたしますが、事前にお送りした素案では、現行の第7期計画の標題のままとなっております。

本文に誤りはございませんが、第1章、第3章とも調整中の部分があり、本文は作成中の状態となっておりますので、次回の本協議会で改めて本文を含めた差し替え分をお配りすることとし、本日は、訂正した目次部分のみをお配りしておりますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

また、ただいま申しあげましたとおり、今回お示ししております素案は、関係機関等と調整中の内容も含まれているため、一部のページが空白になっているほか、今後、記載内容を変更する可能性があります。その点につきまして、あらかじめご承知おきいただきますよう、お願いいたします。

なお、調整等の結果、記載内容を変更した部分につきましては、次回以降の本協議会でご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の素案につきましてご説明いたします。

本日お配りした「目次」をご覧ください。

今回の計画は、現行計画同様、6章建てで構成しております。

第1章は、「計画の策定にあたって」として、計画策定の趣旨や法的な位置づけ等を記載し、第2章は、「川西市の高齢者を取り巻く現状」として、介護保険事業の状況や各種アンケート結果の概要、日常生活圏域の状況、及びこれらから把握された主な課題について記載しております。

第3章は、「計画の基本的な考え方」として、本計画の実施によって実現しようとするまちの姿を「基本理

念」として表すとともに、分野ごとに定める基本目標に沿って展開する施策体系について記載します。

第4章は、「施策の展開」として、基本目標に沿って実施する各施策の「現状と課題」や「施策の方向」等について記載しております。

また、第5章は、「介護保険サービス基盤の整備」として、計画期間中の介護サービスや給付費の見込みや介護保険料の算定について記載いたします。

第6章は、「計画の推進に向けて」として、計画の推進体制や進行管理について記載いたします。

なお、お手もとの目次には記載しておりませんが、現行の第7期計画と同様、末尾に「資料編」として、計画の策定経過や計画本文に記載している専門用語等の解説を掲載する予定としております。

本日は、このうち、第1章、第2章、第4章について、委員のみなさまのご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、事前にお送りしました「資料2」の冊子をご覧ください。

1ページをお開きください。

第1章「計画の策定にあたって」でございます。

ここでは、本計画策定の趣旨を簡潔に記載しております。

2ページと3ページは、空白となっておりますが、近年の高齢者福祉及び介護保険制度の動向について、関係する制度改正の内容を中心に記載する予定でございます。

4ページと5ページは、「計画の位置づけと期間」について記載しており、本計画が、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであることや、関連する計画と調和や整合を図って策定していることを記載しております。

また、計画期間につきましては、介護保険法及び厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、令和3年度から5年度までの3年間としております。

次に、6ページをお開きください。

第2章「川西市の高齢者を取り巻く現状」でございます。

6ページから8ページまでは、「人口と世帯」として、近年の年齢別人口や高齢化率の推移等を記載し、9ページから18ページまでは、「介護保険事業の状況」として、近年の認定者数や保険給付額の推移等を記載するとともに、介護給付費について、第7期計画における見込額と実績との比較などを記載しております。

19ページをお開きください。

19ページと20ページは、「人口推計」として、令和5年までの3年間と団塊の世代が後期高齢者となる令和7年から団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年までの5年ごとの年齢別人口、高齢化率、要支援・要介護認定者数の推計を記載しております。

本市の人口は、平成17年をピークに減少傾向にあり、令和7年には15万129人に、令和22年には12万6644人まで減少すると見込んでおります。

しかし、高齢者数は令和7年まで4万8000人前後で推移すると見込まれることから、高齢化率は上昇が続くと見込んでおります。なかでも、後期高齢者数は一貫して増加し、令和7年には3万人を突破するものと見込んでおります。その後も、総人口が大きく減少する一方、高齢者数は増減しつつ推移すると見込まれることから、高齢化率は大きく上昇し、令和22年には38.3%に達する見込みとなっております。

20ページをお開きください。「要支援・要介護認定者数の推計」です。

後期高齢者の増加等により、認定率も上昇を続け、本計画の最終年度である令和5年には20.3%に、令和7年には22.1%に、令和12年には24.5%まで上昇すると見込んでおります。その後は、後期高齢者

数の減少等により、認定率も減少に転じると見込んでおります。

次に、21ページから46ページにかけて、「各種調査結果からみた現状」として、本計画の策定に当たって実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、高齢者福祉関係団体や地域包括支援センターを対象に実施した「関係団体等意向調査」、市内の介護保険サービス事業所を対象に実施した「介護サービス事業所調査」について、調査結果の概要を記載しております。

47ページをお開きください。

ここでは、「日常生活圏域の状況」として、圏域の高齢者人口や認定率等の基礎情報のほか、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から明らかとなった特徴や課題について、圏域ごとに見開きでまとめて記載しております。

63ページをお開きください。

ここでは、「川西市の高齢者支援の主な課題」として、本市の高齢者を取り巻く現状や第7期計画の進捗状況等を踏まえ、本市の高齢者支援に関する主な課題を記載しております。

まず、「介護予防と健康づくりの推進」では、介護が必要となる原因として高齢による衰弱、骨折・転倒リスクが多くなっていることから、比較的元気に活動できる時から介護予防活動への参加を促進する必要があることなどを課題として挙げております。

64ページ、65ページをご覧ください。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」では、複合化・複雑化した課題を抱える人への適切な支援や、地域全体で高齢者を支える体制整備を進める必要性のほか、介護人材の確保に向けた取り組みの必要性などを課題として挙げております。

66ページをお開きください。

「在宅医療・介護連携の推進」では、地域の特性に応じた切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を、67ページの「認知症施策の推進」では、認知症の人やそのご家族の支援ニーズを踏まえ、認知症の人が自分らしく暮らせる仕組みづくりなどをそれぞれ課題として挙げております。

68ページをお開きください。

「高齢者福祉の推進」では、高齢者の移動手段の確保や介護と仕事の両立の困難さなどを、69ページの「介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保」では、計画的なサービス基盤整備や介護保険制度や相談窓口の周知の必要性などをそれぞれ課題として挙げております。

次に、第3章「計画の基本的な考え方」及び第4章「施策の展開」でございますが、内容が多岐にわたっておりますので、新規・拡充施策を中心にご説明いたします。

別途、資料1として、「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)の概要」をお送りしておりますので、そちらをご覧ください。

まず、基本理念でございますが、前回の本協議会でご説明しましたように、地域共生社会の実現や「何気ない日常に幸せを感じるまち」といった本市のめざす都市像を踏まえた見直しを検討しております。

高齢者支援に対する越田市長の思いが伝わるメッセージ性のある基本理念にするため、現在、検討を続けているところでございます。

次に、基本目標でございますが、第7期計画までは「基本方針」としておりましたが、地域福祉計画や障がい者プランなど関連する計画との調和を図るため、「基本目標」に改めます。これまでご説明してきました高齢者を取り巻く現状等を踏まえ、分野別の具体的な取り組みの柱として、基本目標1といたしまして、「健康でいきいきと暮らす～介護予防と健康づくりの推進～」、基本目標2といたしまして、「地域でつながり支え合う～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～」、基本目標3としまして、「認知症にな

っても自分らしく暮らす～認知症施策の推進～」、基本目標4としまして、「住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～」、基本目標5としまして、「介護が必要になっても自立した生活を営む～介護サービスの充実と適正な運営の確保～」の5つを基本目標として位置づけます。

それでは、基本目標ごとに、主な施策についてご説明してまいります。

まず、基本目標1「健康でいきいきと暮らす～介護予防と健康づくりの推進～」でございます。資料2の冊子のほうでは、73ページでございます。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」でございます。これは、現状と課題のところでございますが、75歳の到達に伴いまして、それまでの医療保険制度、それぞれの国民健康保険などに加入されていた方が、後期高齢者医療のほうへ制度が移られることになるわけですが、この75歳の到達に伴う医療保険制度の異動によりまして、それまで加入されていたそれぞれの医療保険制度の中で実施されていまして健康状態の把握や、重症化予防等の保健事業の取り組みが継続されていないということが、未受診などによって、ご自身の健康状態が見えない高齢者が生じるといった原因になっているという指摘がございました。そのような課題を解決するために、この高齢者の保健事業と、私どもが実施しております介護予防を一体的に実施することによりまして、医療保険のデータや介護保険のデータを活用して、地域の健康課題を整理、分析し、あるいは健康状態に課題を抱える高齢者を把握して、必要な医療や介護サービスにつないでいくといった取り組みを行っていかうとするものでございます。

続きまして、80ページでございます。「介護予防・生活支援サービス事業の推進」でございます。こちらは、先ほど6つの項目ごとに課題のご説明をさせていただいた中にもありましたが、比較的元気な時点から、介護予防活動への参加を促すことの重要性ということが指摘されておりますので、80ページの施策の方向、下から3行目のところにおいて、「また、フレイル状態にある人に対し、早い段階から適切なりハビリテーション等を行うことは、重度化防止に効果的と考えられることから、短期間集中して運動プログラム等を実施するサービスの創設を検討していきます」ということで、新規施策として位置づけているところでございます。

続きまして、基本目標2「地域でつながり支えあう～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～」でございます。

81ページから82ページにかけてですが、「支えあいの地域づくり」ということで記載いたしております。

現状と課題のところ、下から5行目、「各地域では、福祉活動の担い手不足や高齢化、活動拠点や財源の確保、関係団体間の連携強化の必要性といった共通した課題が生じています。2025年に向け、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みを構築するためには、これらの課題を解決していくことが必要であり、こうした取り組みを中心となって担う、第1層及び第2層生活支援コーディネーターの役割がより一層重要になっています」ということで、現状と課題の記載をさせていただきまして、施策の方向といたしまして、82ページの4行目からになります。「こうした取り組みが円滑に行われるためには、特に第2層生活支援コーディネーターによる各地域への働きかけを通して、住民主体の取り組みの継続、創出、発展を支援することが重要となります。また、各種情報やデータ等を合わせた地域分析を行い、小学校区ごとに開催されている福祉ネットワーク会議など協議の場の充実を図り、地域住民とともに、効果的な支援方策について検討していくことも必要であることから、将来的に第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに、1名ずつ配置することを目標として、段階的な増員を図る」といたしているところでございます。

また、85ページでございます。「総合的・重層的な支援体制の整備」ということで、先ほどの課題の中でも、複合的で複雑な課題を抱えた方に対する支援体制を整備していく必要性を挙げておりますが、これへの対応といたしまして、施策の方向の下から2行目、「従来の介護、障がい、子ども・家庭、生活困窮といった分野ごとの支援システムではなく、総合的・重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めていく」ということ

にいたしているところでございます。

続きまして、基本目標3「認知症になっても自分らしく暮らす～認知症施策の推進～」でございます。

99ページをご覧ください。「地域における支援体制の充実」というところでございます。施策の方向の下から4行目、「また、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターなどによる支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジの立ち上げについて、認知症地域支援推進員 これは各地域包括支援センターに1名ずつ配置をいたしておりますが これらの推進員とともに、検討していく」ということにいたしております。

続きまして、基本目標4「住み慣れた地域で安心して暮らす～高齢者福祉の推進～」でございます。

118ページをご覧ください。こちらは、「高齢者外出支援サービス事業」ということで、既存の事業を記載している部分でございますが、この中で、先ほどの課題の中でも、高齢者の移動手段の確保というのが課題として挙がっておりましたので、これらの対応といたしまして、施策の方向の下から2行目「人口の減少や高齢化が顕著である地域については、オンデマンドモビリティサービスなど、高齢者の移動手段の充実に向けて検討していきます」ということで記載いたしております。

また、123ページをご覧ください。「災害及び感染症対策にかかる体制整備」の中の「避難行動要支援者支援」の部分でございますが、こちらについては、施策の方向のところの下から2行目、「災害時の危険性や個々の状況に配慮しながら、実効性のある個別支援計画を作成していきます」ということで、避難行動を行うに際して支援が必要な人、お一人お一人に合わせた支援計画の作成を進めていく旨を記載しているところでございます。

次に、基本目標5「介護が必要になっても自立した生活を営む～介護サービスの充実と適正な運営の確保～」でございますが、こちらは130ページをご覧ください。「サービスの質の向上に向けた取り組み」ということで、新規施策でございますが、現状と課題の3行目、「サービス利用者の介護度が改善すると、サービス提供事業者を支払われる介護報酬が減額となることや、サービスの利用限度額が減額となることから、事業者、利用者ともに、介護度を改善しようとする動機が働きにくいとの指摘があります。」という課題に対しまして、施策の方向として、「高齢者の自立に資する質の高い介護サービスの提供を促進するため、介護度の改善に関する指標を設定し、当該指標の改善が見られた場合に、サービスを提供した事業者などに報奨等を付与する介護度改善に関するインセンティブ制度を創設します」ということで、位置づけているところでございます。

以上が、5つの基本目標に沿って、実施しようとしております新規・拡充施策の主な内容となります。

最後に、介護保険事業基盤の整備でございます。

計画期間中の介護サービスや給付費の見込みなどにつきましては、第5章に記載する予定としており、介護保険料の算定とあわせ、1月に開催を予定しております本協議会において改めてご協議をお願いしたいと考えておりますが、本日は、計画期間中に新たに整備する必要がある施設やサービスとして位置づけようとしているものについてご説明いたします。

まず、施設サービスとしましては、第7期計画期間中に整備できなかった「地域密着型介護老人福祉施設(定員29人分)」1か所に加え、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院(定員10人分)」を整備してまいります。

また、医療的ニーズの高い人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」をそれぞれ1か所整備します。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」につきましては、第7期計画において未整備となっていることから、事業へ

の参入を促すため、最大3年間の運営費補助の新設を検討してまいります。また、「特定施設入居者生活介護」を50人分整備してまいります。

以上、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)」についてご説明いたしました。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

会長

説明は終わりました。

内容が多岐にわたっておりますので、順をおって協議を進めていきたいと思っております。

まず、お手もとの素案のうち、第1章「計画の基本的な考え方」及び第2章「川西市の高齢者を取り巻く現状」について、1ページから69ページまでについて、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

なお、ご発言いただく際は、素案のページ数をお伝えくださいますよう、お願いいたします。

ご意見、ご質疑等はございませんか。

委員

第2章の「川西市の高齢者支援の主な課題」の64ページの部分になります。

私が気になるのは、川西市というのは、高齢化率が非常に高い状況にある中で、64ページの最後の2行ですが、「地域包括ケアシステムの実現をめざし、高齢者自身が支援の担い手となることも含め、多様な地域資源を生かした地域づくりが求められる」という表記になっていますが、高齢化率が非常に高い川西市においては、もう既に、本来支援を受ける側の方が、支援の担い手になっているという現状です。ですので、国が考えておられるよりも先に高齢化が進んでいて、国が進めておられる高齢者自身が担い手となるという部分が、既に進行しているので、その先というのを考えていく必要があるかと思っております。表現自体はこれでもいいですが、そういった背景があるという、共通認識に立っていただけたらと思っております。

同じく64ページの中段で、団体意向調査や介護サービス事業所調査の概要が出ています。この中で、地区福祉委員会、川西市は14地区ありますが、その表現が出てきていません。後の高齢者福祉の推進の中では、若干、触れていただいておりますが、この地域包括ケアシステムの中で、地区福祉委員会の意向調査という部分を、表現していただけたらと思っております。

以上です。1点は、そういう認識を持っていただきたいという1点目。2点目は、地区福祉委員会の実態調査の部分も記載を追加してほしいという願いです。

事務局

「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「高齢者福祉の推進」で、地域の福祉活動について記載が両方にありますので、この両方の記載について、整理をさせていただきたいと思っております。少し検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

会長

他はいかがでしょうか。

委員

全体的に見させていただいた中で、今回、8期の計画ということで、7期目の取り組みの特徴など、そういったものが表現されていないような感じがします。7期の検証の結果の課題ばかりが挙がってきていて、7期で進んだところとか、そういった特徴の表現が少し弱いような気がします。その辺りについて、どこか特徴的に整理をされるとか、そういった書き出しなどはどこかに出てくるのでしょうか。途中、まだページが空白になっている部分はあるので、そういったところで表現されるのかというのも期待はしていますが、確認をさせていただきたいです。

事務局 ご指摘のとおりでございます。7期の計画の成果と課題というところでまとめて記載ができていないところがございます。ご指摘のとおり、課題ばかりを書いているところがありますので、この7期計画の総括と言いますか、成果と課題をまとめた記載につきまして、どのような形で掲載できるか検討させていただきたいと思っております。できるだけそれはお示しできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 この3年かけてやってきたこと、それで進んだところというのは、やはりしっかりと書き出していく。その上で、足りていないところを課題として残して置いて、次につなげていくというのが、非常にこの計画の連続性の中で重要な部分です。そこがなかったのも、言わせていただきました。よろしくお願いいたします。

会長 他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。
それでは、次に、第4章「施策の展開」につきまして、ご意見を承ります。いかがでしょうか。

委員 81ページと82ページの「支えあいの地域づくり」について、地域で、第1層、第2層で生活支援コーディネーターの方に活動していただいて、地域での課題の掘り起こしとか、そういったものを整理していただいているのですが、82ページのところでは、日常生活圏域ごとに1名ずつ配置することを目標という形で書いていただいています。この目標というのは、この3年間で全部配置していくのでしょうか。このコーディネーターの配置というのが、非常に重要な部分になってきますが、その辺りで具体性が出ていないので、少し教えていただければと思います。

事務局 「将来的に」と一応書かせていただいておりますが、3年間で圏域ごとに1名ずつ配置するというのではなく、これはこの計画期間を越えたスパンで考えているところがございます。
コーディネーターの重要性につきましては、私どもも同様に考えておりますので、コーディネーターを段階的に増やす中で、活動状況あるいは成果などを検証しながら、増員を図っていきたいと考えているところでございます。

委員 この3年間でやることではないということはわかりました。ただ、これを進めていくというのは、大きな目標というところでいきますと、地域包括ケアシステムを地域でしっかりと進めていけるように、体制を作っていくということですので、それが、2030年には完成ということから逆算していくと、果たしてそのペースでいって大丈夫なのかと。その辺りで、このコーディネーターの配置が非常に重要な鍵になってくると思います。ですので、その辺りの構成を、逆算で予定をされているのかどうかというのが、少しここでは読み取りにくいところがあります。

それができたからといって、では地域で本当に実働があるかということ、やはりそれには何年かかかるということで、逆算すると、その予定は果たして大丈夫なのか、というのが、表現はわかりませんが、その実勢と計画がきちんと噛み合っているのかというのは、少し確認させていただけたらと思っております。

事務局 第2層の生活支援コーディネーターは地域包括ケアシステムの中で、生活支援体制を十分に作り上げていく部分で重要であり、私どもは、その目標に向かっていく予定をしています。

ただ、ここで、「将来的に」と書いておりますのは、第2層コーディネーターを配置するにあたりましては、予算の関係もございます。そういったことで、何年度に何人とは少し書き切れないところもございます。ですので、私どもも当然努力はしてまいります。そういった中で、こういった形で、「将来的に」と書かせていただ

いています。当然、委員がおっしゃいますように、目標については、十分理解しているという状況でございます。

以上でございます。

委員

わかりました。ありがとうございます。人件費など、人のことですから、難しいところだとは思いますが、やはり、準備段階から人がいるというのは、皆さんご承知のとおりだと思いますし、実際、運営が始まって、やはりそこにはそういった人がずっとついていないと、なかなかそれ以上伸びていくこともないと思います。やはり、その辺りをしっかりと計画の中で想定をして、進めていただきたいということで、この表現についてどう言うことはないのですが、その辺りをしっかりとそちらで計画性を持って進めていただきたいということだけ申し上げておきます。

委員

今のことに関連してよろしいでしょうか。

ただいまの生活支援コーディネーターの予算の関係なのですが、「将来的に」という今のお答えは非常に残念に思っています。と言いますのは、地区福祉委員会活動を進めていく上で、ここにも記載されており、その担い手であったりとか、活動場所であったりとか、それに伴う移動であったりとか、当然、そこに財源が必要になってきます。さらに、情報の共有という部分というのも、計画の中に入れられています。先ほど申し上げましたように、既に高齢化率というのは非常に進んでいます。担い手が少なくなっています。地区福祉委員会活動も、今までずっと各14地区で充実してきたというのが、地域力があつたからだと思っているわけです。ここで、高齢化が進んでいく中で、もう衰退は目に見えているわけです。福祉委員の構成で見ても、75歳以上の地区がほとんどです。それが2、3年経ったら、もうすべて80歳代になって、本当に支えられる側にしかなれないという状況が考えられます。

実態調査の中で、14地区を詳しく見ていただいたら、そういう危機感を持った表現が出ていると思います。我々も、部長さんに出席していただいた懇談会の中で、強く要望いたしまして、今回、どういう計画が出てくるのか、この1点を考えていました。

財政的なことでおっしゃいましたが、聞くところによれば、国の交付金制度を活用されたら、ある程度市の負担も減るでしょうし、各市の第2層の生活支援コーディネーターの配置状況を見た時に、第2層が1人というのは川西市だけです。その中で、今できているからいいじゃないかというように見えてしょうがないです。

第7期の生活支援コーディネーターの目標のところには、増員の表が出ています。今回は、敢えて出されていないというところで、非常に残念なので、ここはぜひ、見直していただきたいです。要望しておきます。

委員

基本目標1の73ページの施策の方向で、令和元年に健康保険法の一部を改正する法律が施行されて、枠組みが整備されました、とありますが、概要のほうには、接続しますと書いていますので、もう少し具体的にどのような形で接続するのか教えていただければと思います。

事務局

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございますが、具体的な制度の枠組みといたしましては、後期高齢者医療制度が都道府県ごとの広域連合として、都道府県単位で保険制度が実施されているのですが、この後期高齢者医療の保険料財源を活用いたしまして、広域連合が各市町村に対して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という事業を委託するという形で実施するものでございます。

そういう保健事業と介護予防を一体的に市町村において進めることができる枠組みが、この健康保険法等の一部改正法で整備されたということでございます。

です。後期高齢者医療の保険料財源を用いて、市町村が、広域連合から事業の委託を受けて、保健師などの専門職の配置をして、各地域の高齢者の地域分析など、地域の高齢者が置かれている状況、あるいは疾病の特徴など、そういうものの分析を行いまして、その地域、あるいは対象者、個々にあった介護予防の取り組みを、ポピュレーション的なアプローチと、ハイリスクの方に対する個別的なアプローチと両面からデータを活用してやっていこうという内容になります。

以上でございます。

委員 わかりました。余白があるようなので、もう少し詳しく書いていただければと思います。

会長 他にご意見、ご質問はございますか。

委員 72ページの「自立に向けた介護予防ケアマネジメントの充実」ですが、かなり重要かと思っています。施策の方向として、「介護予防や自立に向けた支援が対象者の理解と同意のもとで」云々ということがあって、「介護予防ケアマネジメントの充実に努めます」と、下のところにも、「引き続き、人員配置の拡充に向けた支援や委託先の事業所の確保に努めます」ということが書かれてはいるのですが、この上の取り組みの実績と見込というところを見ると、30年、令和元年は実績数として、それぞれ4回。ただ、見込値として、令和2年、3年、4年、5年と1回ずつという形で、減少しています。

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所では、ケアマネジャーの人員確保がかなり難しくなっています。と言いますのが、ケアマネジャー自身が、比較的、年齢層が高い人材が非常に多く、定年退職を迎えて、各事業所の介護支援専門員自身はかなり減少していています。あちこちから求人を募集しても、なかなか来ないというような状況で、研修の回数も減っており、今の実態とそぐわないかと思うのですが、この辺り、いかがでしょう。何かお考え等があれば、教えていただければと思います。

事務局 介護予防ケアマネジメントの部分につきましては、対象者が増えていっている状況というのは、私どもも認識をいたしておりますし、それが地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の業務の大きな負担になっているという部分については、大きな課題と考えております。

この地域包括支援センターの体制整備につきましては、国のほうからも、高齢者数に応じた適切な体制整備、人員配置をするようにということで求められているところでございますので、これは先ほどの生活支援コーディネーターと似た構図ではありますが、私どもとしては、必要な体制整備、人員の増員も含めた体制整備に努めていきたいと考えておりますが、具体的に目標値を掲げるのは困難な状況もありまして、施策の方向として、「引き続き、人員配置の拡充に向けた支援や委託先事業所の確保に努めます」といったような記載をさせていただいているところでございます。

研修の部分につきましては、できるだけ、ケアマネジャーさん自身の資質の向上につながるような、実効性の高いケーススタディなどを用いた、そういった内容の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

委員 先ほど、81、82ページの「支えあいの地域づくり」でご説明があったのである程度理解はできたのですが、小地域での活動、まちづくりについて地域共生社会を実現していくためには、当然こういった色々な施策、施設、事業の充実とともに、皆さんが住んでおられる地域、町をきっちりと整備する、基盤整備をしていくという必要性というのが、この第8期にも随所に書かれているのかと思っておりますが、先ほどありまし

た、「将来的に」と「目標として」などの少し漠然としたイメージしにくいという形ではなくて、できれば、もう少し具体的な表現を入れていただけたらというのが正直な感想です。

第4章の施策の展開の表記ですが、項目によっては、取り組みの実績と見込ということで、目標値等を数値化されている項目もあれば、それが無い項目もあるということですが、これは、今現在が入れられないということなのか、この第8期については、このようにある項目もあれば、ない項目もあるという表記でいかれるのか、これはどのようにされる計画でしょうか。

会長 第4章ですか。

委員 第4章全般の表記です。

会長 全般の表記ですね。これについていかがでしょうか。

事務局 取り組みの実績と見込につきましては、ご指摘のとおり、すべての施策については、目標値の記載ができていない状況でございます。数値として把握できるものもあれば、できないものもあるというのがその理由になります。一応、第8期は、このような形でできるだけ増やしたつもりではおりますが、全てについて数値化は難しいと考えておまして、私どもとしては、一応この状態で策定するというにしていきたいと思っております。

委員 分かっていないのは私だけかもしれませんが、80ページの真ん中辺りに、運営基準や人員基準を緩和した「基準緩和型サービス」というのがありまして、私はよくわかりません。その次のページの、「基準緩和型サービスの担い手養成研修」というのも、私はわかっておらず、下のほうに、これから施策の方向として、登録制度を設け、事業所への就労につなげたいと書いてありますが、この最初の「基準緩和型訪問サービス」が、申し訳ありませんが、わからないので、教えていただけたらありがたいです。

事務局 基準緩和型サービスと申しますのは、従来は、これの対象になりますのは、通所型サービスと訪問型サービスであり、いわゆるデイサービスとホームヘルプになります。従来は、専門的な資格を持った人しか従事できなかったのですが、介護人材の確保が難しい状況や支援を必要とする高齢者の増加などを背景といたしまして、専門的な資格を持った人については、より専門的な支援を必要とする人に対する支援に重点的に従事していただいて、比較的軽度、また身の回りの生活支援のような、身の回りのお世話の部分については、より裾野を広げて人材を確保していこうという制度改正が行われておまして、この基準緩和については、事業所指定という、介護保険サービスを提供するためには、どんな職種の人を何人配置しなければならないかといった人員基準であるとか、どんな設備、どれぐらいの広さの部屋を設けないといけないかといったような設備基準とか、様々な基準をクリアすることで、その指定を受けていただくようになるのですが、こういった基準を、一部緩和をしたものを基準緩和型サービスと申しまして、こういった基準緩和型サービスについては、市町村が実施します担い手養成研修という生活支援サービスを担っていただく人を養成する研修を、毎年実施しております。この研修を受講していただいた方であれば、そういった専門的な資格をお持ちでなくても、一定の生活支援サービスに従事することができるという仕組みになっておまして、そういった介護に従事していただく人を増やすための1つの手法として、こういった基準緩和が実施されておまして、そういった部分の利用を拡大していく必要があるということで、書かせていただいております。

以上でございます。

委員 登録制度はまだないのですね。これから作ってお仕事していただけるようにということですね。

事務局 養成研修は毎年実施しておりまして、一定数、人数は養成できているのですが、この基準緩和型サービスの利用のほう、実はあまり進んでいない状況にございまして、それが事業所の就労に結びついていないという問題につながっているところでございます。そういった基準緩和型サービスの利用を促進するという対応と、もう一つは、せっかく福祉に携わりたいという思いを持ってこの研修を受けていただいた方が活躍できる場を作っていくといった面から、そういった登録制にしまして、例えば、先ほども地域での支援の人材不足といったご指摘もありましたが、そういったところに関わっていただくであるとか、あるいは事業所のほうの求人とマッチングを図るとか、そのような取り組みを進めていきたいという内容でございます。

委員 基準緩和型サービスの件について、訪問型サービスDの話が、この中に方向性としては、どこにも書かれていないのかと思うのですが、次の118ページの「高齢者外出支援サービス事業」の中の移動について、移動に伴う支援が訪問型サービスDだと思えますが、それが書かれていないかと思えます。全国的にもあまり訪問型サービスDをされている市町村がまだまだ少ないということではあります。川西市としましては、訪問型サービスDの方向性はどうかと思ってお聞きしました。

事務局 移動に関して課題を抱える高齢者への対応というのは、非常に重要な課題だと考えておりまして、各種ニーズ調査などでも、やはり支援が必要だというお答えが多くなっているところでございます。

ただ、一方、どのような移動に関して支援が必要かというところについては、まだまだ十分に本当のニーズというものが把握できていないのではないかと課題認識も、私どもは持っております。

実際に、例えば地域で、福祉施設の送迎車を利用した巡回バスなどを運行していただいている事例も市内でございますが、十分利用者が増えていないというようなことも聞き及んでいるところであり、そういった状況というのは、全国各地で見られるのではないかと考えております。

コミュニティバスなども事例はたくさんありますが、必ずしも多くの利用が得られていない状況もあると考えておりますので、まずは移動に支援が必要だということは、本当のところはどのような支援が求められているのか、例えば、本当に買物の付添程度のことなのか、中心市街地までの交通機関としての移動の確保が求められているのか、そういったニーズをもう少し詳細に分析をした上で、どのような支援の枠組みが考えられるかということを考えていきたいと思っております。

一応、川西市としては、この計画の中にも少し書かせていただいておりますが、まずはオンデマンドモビリティという、1つの方向性が出ていますので、それも含めて検討をした上で、他の、先ほどご指摘のあった訪問型サービスDのような形がとり得るのかどうかということも含めて、考えていきたいと思っております。

委員 先ほどの基準緩和型サービスのことでお答えいただいていたのですが、各地域でいわゆる介護サービスが行き届かない隙間の生活支援のボランティアというものがあります。そういった方面での活用という、人に対しては表現が悪いですが、就労という部分もありますけれども、ある程度、ボランティアという部分も併せて検討していただけたらと思います。ここはあくまでも基準緩和型サービスになっていきますが、

それと、今、ありました移動手段の確保について、オンデマンドモビリティを進めていくというのは、当然していただかないといけないと思いますが、基本的には、今ある資源、先ほどおっしゃられた介護施設の送迎

でありますとか、商業施設のバスでありますとか、やはり基本は、今の公共交通、阪急バスさんがずっと市内を走っています。コロナ禍の影響も大きいとは思いますが、減便も現実起きていて、不便されているという声も聞きますので、今ある資源の活用です。公共交通をどうして維持していくのかという部分。なかなか利用者がいないとおっしゃられました。今やっている部分も、なぜ利用者がいないのかという分析を踏まえて、介護事業者の協力をもしいただけるのであれば、そういったところで、今ある資源を活用する方法を考えてもいいのではないかなというふうに思います。

会長 ご意見を承りました。他によろしいでしょうか。

委員 基本目標3と4について、いいですか。

時間もう過ぎていきますので、簡単に申し上げますが、認知症施策の推進の中で、「チームオレンジの立ち上げを検討します」という表現がありますが、この地域でキャラバン・メイト活動もやっています。そういうことの整合性をお聞きしたいのと、それから、介護保険事業基盤整備まで時間があります。最後の介護保険事業基盤整備について、少し意見だけ言わせてもらいます。この介護保険事業基盤整備というこの表現で、「2025年までの追加需要を見据え」となっているのですが、ある程度の全体像というのが描かれているかどうか1つ。それと、私の印象としては、これも市内の介護福祉施設というのが、どうも他市に比べると少ないような気がしています。かといって、介護に関する従事者が、潤沢にあるとも思っていません。アンケートの中でもありました外国人の従業者の採用というのが非常に難しいように書かれています。大手介護法人だったら、自前で研修施設を作って、そこで育てて採用というようなことも聞いていますので、川西市だけではできないかもしれませんが、外国人の従業者を採用していかないと、施設ができて開けないとか、小規模は縮小するかと思えます。その辺りの介護人材の確保という部分について、もしお考えがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

事務局 まず1点目のチームオレンジについてでございますが、一般的には、認知症サポーターの養成は川西市もやっております、こちらも多くの方にサポーターになっていただいております。基本的にその認知症サポーターというのは、認知症の人に対する正しい理解を得ていただいて、遠くから見守ると言いますか、よき理解者といったような位置づけで養成をしているものでございまして、実際に、認知症の方に対する支援に携わっていただくということを想定したものではないと考えております。

キャラバン・メイトについては、その認知症サポーター養成研修の講師をしていただくというのが本来の役割ということでございますが、とは言え、実際には、地域の認知症の方への支援を中心的にご活躍いただいているという状況でございます。

今回、チームオレンジというのはどういう役割を担っていただくのかということですが、これにつきましては、この計画にも書いてありますとおり、認知症地域支援推進員や、地域の認知症の支援にあたっていただいている皆さんなどのご意見もお聞きしながら、具体的にどのような活動を担っていただくかということを検討していきたいと考えております。認知症サポーターの中から、実際にもう少し踏み込んで、認知症の方への支援に携わってみたいという意欲をお持ちの方を一定組織化することで、日々、認知症の方の支援にあたっていただいている方のサポートにあたっていただくようなイメージでは考えております。ただ、具体的な活動内容等につきましては、幅広い皆様方のご意見をお聞きしながら考えていきたいと思っております。

それから、介護施設整備の2025年の追加需要を見据えてということで、全体像がわからないというご指摘でございますが、こちらについては、改めて、第5章のご協議をいただく時に、ご提示をしようとは思ってお

りますが、大まかに申し上げますと、第7期の計画を策定した時に、この2025年時点で、どれぐらいの特別養護老人ホームへの入所が必要な人がいらっしゃるか、その人数を追加需要と捉えています。ただ、施策の方向性としては、施設入所だけではなくて、できる限り、住み慣れた地域で暮らしていただけるような介護保険サービスの基盤整備を進めていく必要があるということで、その入所施設と、地域での在宅の生活を支えるための居宅サービスとの組み合わせで、この2025年時点で想定をされる追加的な入所等の需要に対応していくということで、7期と8期と、次の9期の途中が2025年になりますので、この7、8、9の3期の間に、必要な施設やサービスの整備を進めていくということで、取り組んできているところでございます。

今回のこの5つの施設とサービスの整備を挙げた理由としましては、その7、8、9の3期の間に整備が必要な人数に対して、7期の間に整備できた部分をまず引きます。あと9期で、どれぐらい施設を整備するかということは、今の時点で決定しているわけではありませんが、概ね9期でこれぐらいの施設整備が可能であろうという部分を差し引いて、8期の間にこの5つの施設とサービスを整備するというように考えているものです。

それから、川西市内に高齢者福祉施設が少ないのではないかとご指摘ですが、必ずしもそのような認識はありません。ただ、例えば、地域密着型サービスであるとか、あるいは、先ほどもご指摘のあった基準緩和型をはじめとする総合事業の部分については、やはり、より体制整備を進めていく必要はあると考えておりますので、そちらについては、この8期の間に、先ほどの短期集中でフレイル状態にある方が介護状態に移行しないように、早い段階から支援をしていくという部分も、この1つではございます。そういった新たなサービス種別の創設も含めて、体制整備を進めていきたいと考えております。

委員

101ページの「若年性認知症への対応」ですが、本当に簡単に触れられておるだけなので、そう大きな問題ではないとは思いますが、今現在、川西市でどのぐらいの人がいて、これらの人が働いているのか、傷病手当金をもらっているのか、障害年金をもらっているのか、その辺りのところがわかれば教えてほしいです。

事務局

若年性認知症の方が、市内にどれだけいらっしゃるかということにつきましては、その全体像については、申し訳ございませんが、私ども、把握はできていない状況でございます。ここにも書かせてはいただいておりますが、高齢の認知症の方とは違った支援のニーズがあるということが、やはり大きな課題でございまして、これまでの既存の介護保険制度の中では十分な対応ができないということが問題であろうと考えております。

そういったことから、施策の方向にも書いておりますが、障害福祉サービスも含めた他の支援施策とも組み合わせて、その方のニーズに合った支援やサービスを提供していきたいと考えております。

その中で、具体的な支援ニーズが明らかになって、かつ、現状、川西市では提供ができないものということが具体的に明らかになれば、それに応じた支援の枠組みなども考えていきたいと思っております。非常に個別性が高いということと、高齢者とは異なったニーズがあるということで、計画の中では、具体的な記述ができていませんが、個別的な対応で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

会長

たくさんご意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。

全体と言いましょうか、もうほぼ終盤でございますので、よろしゅうございましょうか。

それでは、皆さんからいただきました貴重なご意見を踏まえまして、素案について、事務局のほうで検討など進めたいということでございますが、それでご容赦、ご理解いただいでよろしいでしょうか。

では、以上でもって、川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定につきましての協議を終わりますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。次に次第3「その他」について、事務局のほうから、説明をよろしく願いします。

事務局

失礼いたします。その他ですが、机上のほうに配布させていただいております第4回の川西市介護保険運営協議会の開催についてのご案内をさせていただいていると思いますが、本日、いただいたご意見を計画素案に反映させたものをご確認いただくような全体会を、12月1日火曜日、この場所で、13時半から15時まで開催させていただければと思っておりますが、皆様、ご同意いただけますでしょうか。

会長

よろしいでしょうか。

実は、私ごとでございますが、ちょっと調子が出ないことがあり、先週も学生の結婚式がございまして、ちょっと無理をして駆けつけたのですが、その後から調子が出ず、お役目を果たそうと思っておったのですが、お詫びしたいと思っています。皆さん方、非常に熱心なご意見を賜りましたことにつきましては、私も大いに参考になりましたし、ああ、そうか、そういう視点からのご指摘があったのかという、改めてそういった認識を持ちました。

また、この後、事務局のほうからも、いろいろ連絡も交わしながら、私も責任を全うしたいと思っていますので、次回もよろしく願いいたします。だんだん年末が近づいてきておりますが、年内にもう1回ございます。来週の1日は13時半からということです。よろしくご参集いただきますようお願いいたします。

本日は本当に貴重なご意見、ご提案を頂き、改めてお礼申しまして、閉会しようと思えます。

ありがとうございました。